第9回・第12期ごみ半減推進審議会 資 料 1

プラスチック類ごみ分別収集方法と資源化に係る適正な市民負担及び収集頻度について(答申)【案】

令和4年5月○日 狛江市ごみ半減推進審議会

はじめに

令和3年6月に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が成立し、 市町村に対してこれまでの容器包装プラスチックに加えて、容器包装プラスチック以 外のプラスチック製品(以下「製品プラスチック」という。) も一括して収集するこ とを努力目標とされた。

また、狛江市では、令和3年4月に2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを 目指す「ゼロカーボンシティ」を宣言し、その実現に市民や事業者と協働し一体となって取り組むこととした。

現在狛江市においては、容器包装プラスチックや製品プラスチックのプラスチック類ごみを焼却し熱回収しているが、狛江市ごみ半減推進審議会(以下「本審議会」という。)では、ごみの減量・資源化への取り組みの新たな段階になり、循環型社会の形成に向けた更なる取り組みが必要であることに鑑み、「容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括しての分別収集は、温室効果ガスの削減やごみの減量、資源化の促進等、循環型社会の形成に有効な手段と考えられるため、早期に取り組むべきである」と中間答申を行った。

この中間答申を踏まえ、令和4年1月5日に狛江市長から、本審議会に対して「プラスチック類ごみ分別収集方法と資源化に係る適正な市民負担及び収集頻度について」の追加諮問があった。本答申は、「プラスチック類ごみとして収集対象とするプラスチックの定義、収集したプラスチック類ごみの資源化に係る経費の市民負担及びプラスチック類ごみの収集頻度について」を審議し取りまとめたものである。

令和4年5月

狛江市ごみ半減推進審議会

会長 村上 義則

1 これまでの検討について

本審議会では、「プラスチック類ごみリサイクルに関する取り組み」について審議 を行い、審議会の基本的な考え方をとりまとめたので、次のとおり中間答申を行った。

- (1) <u>容器包装プラスチックと製品プラスチックの一括しての分別収集は</u>、温室効果ガスの削減やごみの減量、資源化の促進等、循環型社会の形成に有効な手段と考えられることと「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」において市町村に対して分別収集を努力目標とされていることから、早期に取り組むべきである。
- (2) 収集にあたっては、収集運搬、異物取り除き分別作業、梱包圧縮に多額の経費を要することと、無料または、可燃ごみ・不燃ごみを下回る価格設定にすることで、不適物が混入することも考えられる。そのため、資源物としての扱いではなく、<u>新たにプラスチック類ごみとして区分を設定し、有料指定収集袋による実施が望ましい。</u>
- (3) 施策の導入に際しては、<u>市民の理解と協力を得られるよう</u>、分別しやすく、費用対効果を踏まえた制度とし、その背景や必要性、制度内容について十分な周知と 丁寧な説明を行うように努められたい。

2 プラスチック類ごみとして分別収集の対象とするプラスチックについて

現在は可燃ごみとして処理している容器包装プラスチックやレジ袋等と、不燃ごみとして処理している長さ50 c m未満の製品プラスチックを「プラスチック類ごみ」として新たに分別収集することが望ましい。

プラスチックのリサイクルを進め資源化率の向上を図るとともに、熱回収のために 焼却し排出される温室効果ガスの削減を進めるためには、汚れた容器包装プラスチックの混入を防止するとともに、製品プラスチックについては中間処理施設での発火事 故につながるようなものや選別工程での事故につながるものを事前に排除すること が必要である。そのため、収集対象は次のとおりとすること。

- (1) プラスチックごみとして収集対象とするもの
 - ①きれいで汚れのない容器包装プラスチック
 - ②プラスチックのみで構成される製品プラスチック
- (2) 収集対象から除外する製品プラスチック

中間処理施設の故障原因となるものは極力除外する。具体例及び理由は次のとおり。

①プラスチック製のおもちゃで電池を使用する製品

金属が使用されていること、電池を取り外しにくいなどの構造上の問題があり 電池の付着した状態で選別されることで発火事故につながる恐れがある。

②カセット・ビデオテープ等

中間処理施設の選別工程でテープが選別機器の回転部分に巻き込まれることで機器が停止する恐れがある。

以上のように、プラスチックのみで構成されるもので汚れていないきれいなものの 分別排出を徹底することにより、効率的かつ効果的な資源化を行う。

3 プラスチック類ごみの資源化に係る経費の市民負担について

これまで可燃ごみ又は不燃ごみとして処理していたプラスチック類ごみを新たな分別区分を設け、分別収集及び資源化するためには、数億円の費用負担が新たに発生する。ごみ発生量そのものに変化はないが、新たな財政負担を生じることと市の財政状況を踏まえると、プラスチック類ごみ専用の指定収集袋には分別収集に係るコストを適切に反映させること。また、中間答申で述べたとおり、無料または、可燃ごみ・不燃ごみを下回る価格設定にすることで、不適物が混入することが考えられるため、価格は、可燃ごみ、不燃ごみの指定収集袋の価格を下回ることのない設定にされることを強く要望する。

なお、複数の委員からは、処理経費を考慮すると指定収集袋の価格を上げるべきで あるとの意見もあった。 指定収集袋の種類については、既存の可燃ごみ・不燃ごみの2種類の袋に新たにプラスチック類ごみ専用袋を追加するのではなく、可燃ごみ・不燃ごみ・プラスチック類ごみ共通の指定収集袋1種類に統一して市民の利便性を高めるとともに、製造・流通コストの削減を図り、市の財政負担を軽減するよう強く要望する。

4 プラスチック類ごみの収集頻度について

プラスチック類ごみの分別収集の頻度は、きれいなプラスチックを収集対象として おり、衛生面での問題がないことから、一年を通じて週1回とすることが妥当である。

また、プラスチック類ごみの分別収集開始後の可燃ごみ、不燃ごみの収集頻度については、排出量に応じて減ずるべきであることを付言する。

おわりに

本審議会では、諮問事項のうち「プラスチック類ごみ分別収集方法と資源化に係る適正な市民負担及び収集頻度について」の審議を行い、答申としてまとめたものである。

プラスチック類ごみの分別収集を開始し、適切な分別による効率的かつ効果的な再 資源化を実現するためには、新たな分別区分やルール等を市民に周知し、理解と協力 を得ることが不可欠である。

このため、市は新たな分別ルールの周知とあわせて制度導入の背景や目的、費用と その効果等について分かりやすく説明するよう努められたい。

市においては、本答申の趣旨や内容を十分に尊重され、ごみの減量・資源化への 取り組みの新たな段階になったことを踏まえて、循環型社会の形成に向けた更なる取 り組みを期待する。